

# 国の電子化事例調査報告資料

## 【事例番号 2】

登記・供託オンライン申請（法務省）

アビームコンサルティング株式会社

### 本書における用語・略語の定義

	用語・略語	定義
1	法務省オンライン申請システム	正式名称：法務省総合的な受付け・通知システム 法務省に対する申請届出等として平成15年3月から150手続の運用を開始していた。
2	法	不動産登記法
3	書面方式	記申請書・添付書面と申請データ（電磁的記録媒体）を窓口に持参又は郵送等により提出する方式
4	オンライン方式	登記申請に必要な情報を全てオンラインで送信する方式
5	事前提供方式	申請データのみオンラインにより提出し、登記申請書・添付書面を窓口又は郵送等により提出する方式

## 目 次

第 1 本資料の目的及び調査の概要 .....	4
1 本資料の目的 .....	4
2 調査の概要 .....	4
(1) 調査対象手続の概要.....	4
(2) 手続利用者の概要 .....	5
(3) 手続利用に必要な条件・環境 .....	5
第 2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆 .....	7
第 3 調査結果詳細 .....	11
1 e 提出に関する事項 .....	11
(1) 訴え提起のオンライン提出への一本化 .....	11
(2) 手数料の電子納付・電子決済への対応 .....	12
(3) 訴訟記録を電子記録に一本化 .....	12
(4) 主張・根拠をオンライン提出に一本化 .....	13
(5) 形式的記載の補正指示 .....	13
(6) 電子的な方法による送達 .....	13
2 e 事件管理に係る事項 .....	14
(1) 主張・証拠への随時オンラインアクセス .....	14
(2) 裁判期日をオンラインで調整 .....	14
(3) 本人・代理人による期日の進捗・進行計画の確認 .....	14
(4) 期日の自動指定 .....	14
(5) 調書、判決書の電子化 .....	14
(6) 電子的な決裁 .....	14
(7) 期日情報のインターネット公開 .....	15
(8) 判決のインターネット公開、自動マスキング .....	15
(9) オンラインでの記録の確認 .....	15
3 e 法廷に係る事項 .....	16
(1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大 .....	16
(2) 争点整理段階におけるITツールの活用 .....	16
(3) 期日のインターネット公開 .....	16
4 構築費用・技術基盤に関する事項 .....	17
(1) 初期構築・運用等の費用 .....	17
(2) 技術基盤（導入ソフトウェア等）の確認 .....	17
5 電子化の効果に関する事項 .....	18
(1) 電子化の効果を測定する指標と効果 .....	18
6 民事訴訟手続との類似性・親和性及び利用者サポートの体制・手当てに関する	

事項 .....	19
(1) 民事訴訟手続のＩＴ化との類似性・親和性 .....	19
(2) 利用者サポートに関する具体的な体制や手当（対応窓口の有無など） .....	19

## 第1 本資料の目的及び調査の概要

### 1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる国の行政手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

## 2 調査の概要

### (1) 調査対象手続の概要

本事例では、法務省への登記・供託手続に係る申請等の手続を調査対象としている。

法務省への登記・供託手続の申請方法には、自宅やオフィスなどからインターネット又はLGWAN・政府共通ネットワークを利用して行う方法（電子申請）と書面により行う方法があり、オンラインによる申請については、「登記・供託オンライン申請システム」を利用する。

登記・供託オンライン申請システムでは、Webブラウザを利用する「かんたん証明書請求」と、専用アプリケーション「申請用総合ソフト」の2つの申請・請求方法を提供している。両者には、利用できる手続の範囲に違いあがる。申請用総合ソフトによる場合は電子署名（デジタル署名）を使った申請書の作成・送信、電子公文書の取得が可能であり、登記・供託オンライン申請システムで取扱う手続の全てを行うことができる。一方、かんたん証明書請求については、電子署名（デジタル署名）の付与やファイルの添付が不要で電子公文書の発行を伴わない手続のみが対象である（例：登記事項証明書の交付請求等の手続）。

登記・供託オンライン申請システムは、平成15年3月に運用を開始した。これに先立ち、法務省では「法務省行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」（平成14年7月30日法務省情報化推進会議承認）を策定している。

また、政府全体としては、オンライン利用促進のための「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）を策定している。これを受け、オンライン申請の手数料の減額を図るなどの利用促進策を実施したこと、年間約1,200万件（平成21年度）のオンライン申請を取扱うまでになった。

一方で、不動産登記及び商業・法人登記手続に関するオンライン申請件数が急増していくことから、受付処理するには十分な性能を確保することが困難であると判断し、法務省オンライン申請システムとは別のシステムとして、登記等12の申請手続<sup>1</sup>を取扱う登記・供託オンライン申請システム<sup>2</sup>の運用を順次開始した。

2011年（平成23年）2月14日から、不動産登記手続、商業・法人登記手続、動産譲渡登記手続、債権譲渡登記手続の運用を開始し、2012年（平成24年）1月10

<sup>1</sup> 不動産登記（2手続）、商業・法人登記（2手続）、債権譲渡登記（2手続）、動産譲渡登記（2手続）、供託、成年後見登録（2手続）、電子公証

<sup>2</sup> 登記・供託オンライン申請システム（<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>）

日には、成年後見登記手続、供託手続、電子公証手続の運用を開始した。

なお、法務省オンライン申請システムは、登記等12手続以外の138手続について、1,896件（平成21年度）と申請等の件数が少なく、オンライン申請1件当たりの経費が高額なことに加えて、これらの手続のほとんどが郵送等の代替手段を可能としていたことから、平成23年度の登記・供託オンライン申請システムへの手続移行に伴い廃止されることとなった。<sup>3</sup>

## (2) 手続利用者の概要

不動産登記の申請、登記・供託オンライン申請システムの主要な利用者は司法書士や土地家屋調査士等である。

## (3) 手続利用に必要な条件・環境

登記・供託オンライン申請システムの利用に際して、利用者は以下の環境を用意する必要がある。

### ア パソコン等の機器

「申請用総合ソフト」に対応したOSを搭載したパソコンが必要である。「申請用総合ソフト」は、法務省の登記・供託オンライン申請システムのホームページからダウンロードし、インストールする。

また、パソコンには事前にWWWブラウザ、フレームワーク（FW）及びPDF閲覧ソフトをインストールしている必要がある。

### イ インターネット環境

登記・供託オンライン申請システムのWWWサーバと、HTTPによりインターネットを介して接続が可能のこと。

### ウ 電子証明書

オンライン申請では、申請人を識別し、かつ提出書類が申請人本人のものであることを検証するために「電子証明書」が必要である。このため、申請人は、法務省への電子申請に利用可能な電子証明書を、特定の発行機関や認証局から取得する必要がある。

電子証明書にはファイルタイプ、ICカードタイプがあり、個人・法人で利用するものが異なる。個人の場合は「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」等の「公的個人認証サービス」の電子証明書が必要である。法人の場合は、法務省電子認証登記所の発行する電子証明書が必要である。

---

<sup>3</sup> 法務省オンライン申請システムに関する意見募集について（2010年11月26日）

## **エ 申請人利用登録**

事前に登記・供託オンラインシステムのホームページから申請者情報の登録を行い、  
申請者ID及びパスワードを取得しておく必要がある。

## 第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆

### 1 電子申請と書面申請の取扱について

登記申請書・添付書面と申請データ（電磁的記録媒体）を窓口に持参又は郵送等により提出する方式（以下「書面方式」という。）と登記申請に必要な情報を全てオンラインで送信する方式（以下「オンライン方式」という。）の2種類の申請方法がある。

平成26年6月2日から、新たな登記申請の方式として、事前に申請データのみオンラインにより提出し、登記申請書・添付書面を窓口又は郵送等により提出する方式（以下「事前提供方式」という。）が可能となった。事前提供方式は、事前提供データの送信のみでは登記申請が受理されたことにはならない。

なお、事前提供方式のメリットは、登記申請前に送信した事前提供データについて、事前相談を受けることができること、オンラインでの申請データの自動的な形式チェックが行われるため、登記申請時に形式的な不備が発生して申請が受理されないトラブルがないこと、処理状況をオンラインで確認できることなどがある。

当該事例からは、訴状の要件を満たしているか、手数料額がいくらになるかを事前に明らかにすることで、補正などの負担・手間を軽減できる可能性があることが示唆される。ただし、書面による提出が前提となることから、全面的なIT化という方向性には馴染まないと想定される。（提出された書面の電子化にかかる職員の作業負担も懸念される。）

図表第2-1 申請方式による比較<sup>4</sup>

申請の方式	提出物	提出方法	登記申請の受付時点
書面方式	申請データ ※CD-R(CD-RW) に記録	窓口に持参して提出 又は 郵送等により提出	【窓口に持参して提出した場合】 登記申請書、添付書面及び申請データを譲渡登記所窓口に提出した時 【郵送等により提出した場合】 登記申請書、添付書面及び申請データが譲渡登記所に到達した日の翌営業日の午前8時30分
	登記申請書		
	添付書面		
事前提供方式	申請データ → ① 事前提供データとして オンラインにより提出	窓口に持参して提出 又は 郵送等により提出 ②	【②を窓口に持参して提出した場合】 ②の登記申請書及び添付書面を譲渡登記所窓口に提出した時 【②を郵送等により提出した場合】 ②の登記申請書及び添付書面が譲渡登記所に到達した日の翌営業日の午前8時30分 【注意】①の事前提供データをオンラインで提出しただけでは 登記申請が受け付けられたことはございません。
	登記申請書		
	添付書面		
オンライン方式	申請データ	オンラインにより提出	譲渡登記所において受け付けられた時（システムによる自動受付）
	登記申請書		
	添付書面		【注意】譲渡登記所の受付時間外（午後5時15分以降） に登記・供託オンライン申請システムに到達した場合は、 当該申請は翌営業日の受付となります。

<sup>4</sup> 登記・供託オンライン申請システムを使用した事前提供方式について  
([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00080.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00080.html)) (法務省)

## 2 ユーザ側利用環境について

申請書の作成・送付、電子公文書の取得を行うには、法務省が無償提供する専用ソフトウェア（申請用総合ソフト）が必要である。利用に際して電子証明書の事前購入、法務省への申請人利用登録が必要である。

また、電子証明書を利用せず、証明書の請求を行う場合、ウェブブラウザ（かんたん証明書請求）から申請することが可能である。

本事例では、利用目的や頻度等の利用形態に応じて、2つの申請方法を提供していることや、操作手順書、オンライン申請体験ソフトウェアの配布などによる習熟度の向上を図ることにより利用率が上がっていると推察される。民事訴訟手続の場合、オンライン提出を促進する見地から、弁護士をターゲットとする手続においては専用ソフトウェアを活用する、利用者の操作習熟度に合わせたコンテンツを提供する等の方策が考えられる。

## 3 利用時間について

平日の午前8時30分から午後9時（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）である。ただし、申請データ作成等、通信を要さない作業は、24時間オフラインで利用可能である。

仮に申立受付時間を制限する場合でも、受付時間外で訴状の作成を可能にすることによって、利用者の利便性を確保できる可能性がある。

## 4 書面申請の場合のデータ及び書面保管について

法務局で書面申請が保管される。また、土地や建物の登記記録（登記簿）や登記の申請書の保存期間は、不動産登記法（以下「法」という。）等で定められている。

民事訴訟手続の場合、書面を残す保存期間等の規定が必要と想定される。オンライン提出に一本化する場合、一本化前の書面で保存されているものとの取扱を検討する必要がある。本事例では確認できないが、書面をスキャンしたもので保管を代替することも考えられる。

図表第2－2 代表的な登記記録（登記簿）や登記申請書の保存期間<sup>5</sup>

保存期間	代表的な登記記録（登記簿）及び登記申請書
10年間	共同担保目録に記録されているすべての事項が抹消された共同担保目録
20年間	①抹消された信託登記の信託目録 ②閉鎖された工場財団登記の工場財団目録
30年間	①閉鎖した建物の登記記録（登記用紙） ②表示に関する登記の申請情報とその添付情報 ③権利に関する登記の申請情報とその添付情報 ④滅失した建物の建物図面及び各階平面図 ⑤閉鎖された地役権図面
50年間	①閉鎖した土地の登記記録（登記用紙）
永久保存	①登記記録（登記簿） ②地図（法第14条第1項） ③地図に準ずる図面（法第14条第4項） ④土地所在図及び地積測量図 ⑤建物図面及び各階平面図 ⑥その他信託目録、共同担保目録、工場財団目録、地役権図面など

## 5 申請書類のフォーマットについて

申請書類の定型フォーマットが、E x c e l 形式やP D F 形式で法務局ホームページ<sup>6</sup>に掲載されており、ダウンロードして利用することが可能である。

訴状提出方式として、ファイルを添付して提出する方式を採用する場合、申請書類のフォーマットを裁判所ホームページで掲載して利用可能とする考えられる。

## 6 電子公証手続について

電子取引・電子申請の場合、電子的なデータについて、従来の書面についての公証と同様の機能を整備するためには、情報の作成者を確認し、情報の内容の消失、改ざん等を防ぐことが必要不可欠である。そのため、情報の内容の消失や改ざんに備え、情報の内容を事後的に確認し、証明する「公証制度に基づく電子公証制度」が、平成12年4月19日の法改正により創設された。当初は法人だけしか利用できないものであったが、2016年3月1日からは個人でも利用可能となった。

電子公証手続の申請については、専用ソフトウェア（申請用総合ソフト）から可能ではあるが、嘱託を受けた公証人が直接審査する。このため、手続を行うには利用者が電子署名を行ったことを認証するため、公証役場に赴く必要がある。手数料の支払いは、その際に公証役場で行う。

電子公証手続は、従来の公証人によるサービスの全てについて対応しているわけではない。金銭消費貸借公正証書や公正証書遺言等の電子公正証書については、①公正証書の作成過程

<sup>5</sup> 法務局ホームページ (<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/fudousantouki.html>) (情報番号1303全1頁)

<sup>6</sup> 各種証明書請求手続 ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category\\_00002.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00002.html)) (法務局)

において、当事者の意思決定が慎重に行わなければならず、電子的な方法では意思確認が容易にできない、②仮に公正証書だけ執行証書を電子的に作成しても、民事執行手続においてこれが電子的に利用できなければ意味がない、③現時点での需要が見込めないことから制度化されていない。

図表第2－2 電子公証手続のサービス一覧<sup>7</sup>

手続の種類	手続の内容	手数料
電磁的記録の認証の嘱託	電子文書の形（パソコンに読み込める電子ファイル）になっている会社定款や私署証書の認証を嘱託すること	私署証書 11,000円 定款 50,000円
日付情報の付与の請求	電子文書に確定日付の付与を請求すること	700円
情報の同一性に関する証明の請求	認証された電子文書または確定日付が付与された電子文書が真正である（改ざんされていない）ことの証明を請求すること	700円
同一の情報の提供の請求	認証された電子文書または確定日付が付与された電子文書の謄本を請求すること	700円
執務の中止の請求	請求した執務の中止を求めること	なし

電磁的記録の認証を受けた情報又は日付情報の付与された情報の同一性の証明の確認方法は、電磁的記録への認証又は日付情報の付与したタイミングで情報を圧縮して得られた情報（ハッシュ値）と比較した結果が真正であることが、公証人役場から提供される。電子文書の謄本に関しても公証人役場から提供される。<sup>8</sup>

民事訴訟手続に適用する場合、強制力のある強制執行など書面でしなければならないものを電子ファイルにて対応できる可能性がある。ただし、適用するには執行手続に利用するための法改正が必要であること、認証の審査のため直接窓口に訪れる必要があること、専用ソフトウェアから審査を可能とする仕組みを検討する必要があることなど検討すべき課題が多い。

<sup>7</sup> 登記・供託オンライン申請システムで可能な電子公証手続 (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201201/4.html>) (法務省)

<sup>8</sup> 法務省ホームページ 「1. 5 同一の情報の提供の請求」 (<http://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSH0/denshikosh01-5.html>) (法務省)

### 第3 調査結果詳細

#### 1 e 提出に関する事項

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことをいう。ここでは、民事訴訟に関わる一連のプロセスにおける書面の提出に関する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

##### (1) 訴え提起のオンライン提出への一本化

訴えの提起のオンライン提出への一本化について検討するためには、提出がどのように行われているのか確認する必要がある。このため、提出方法、提出物及びマニュアル類の有無について、他の事例における取扱を確認することが有効であると考えられる。本事例における取扱の現状は以下のとおりであった。

##### ア 申請等の提出方法

本事例では、電子申請と書面（紙）の2つの提出方法がある。電子申請には、電子証明書を利用した申請書の作成・送付と電子公文書が取得できる専用ソフトウェア（申請用総合ソフト）を利用する方法と、電子証明書を利用せず証明書の請求ができるウェブブラウザ（かんたん証明書請求）を利用する方法がある。

##### イ オンライン提出の場合の利用環境によるサービスの差異

専用ソフト（申請用総合ソフト）では、電子署名（デジタル署名）を使った申請書の作成・送信、電子公文書の取得などが可能である。一方、ウェブブラウザ（かんたん証明書請求）は、電子署名（デジタル署名）の付与やファイルの添付が不要である登記事項証明書の交付請求等のみ可能である。

##### ウ オンライン提出のための書類定型化の有無・利用者向けマニュアルの有無

定型フォーマットが提供されており、一太郎、Word、PDFなどを用いて作成が可能である。利用者向けに各種申請手順や専用ソフトのインストール等の操作手引書がある。利用者の操作習熟度の向上を図るために、オンライン申請体験ソフトウェアの配布等を実施している。

##### エ オンライン提出の場合、電子手続を利用できない人はどのような方法で申請しているか。

書面（紙）を窓口に持参して提出又は郵送等により提出している。

##### オ オンライン提出の場合の本人認証手段・申請受理の旨の申請者への通知手法

オンライン提出には、「公的個人認証サービス（JPKI）発行の電子証明書」、「政府認証基盤（GPKI）発行の官職証明書」、「地方公共団体認証基盤（LGPKI）発行の職責証明書」等の電子証明書が必要である。

法人の場合は、法務省電子認証登記所の発行する電子証明書のみ利用可能である。

**カ どの時点をもって提出時としているか（送信時・受信時・その他）**

書類（紙）の申請は書面が法務省に到達した日が「提出日」となる。専用ソフトは手続データが法務省のサーバへの記録完了時刻が「提出日」となる

**キ オンラインによる受付時間**

平日の午前8時30分から午後9時である。ただし、申請データ作成等、通信を要しない作業は、24時間オフラインで利用可能である。

**(2) 手数料の電子納付・電子決済への対応**

インターネットバンキング又はモバイルバンキングを、オンライン申請又は申請用総合ソフトに設定することで支払いが可能である。またペイジーマークのあるATMからの支払いも可能である。

**(3) 訴訟記録を電子記録に一本化**

本事例では、電子申請と書面（紙）による申請の2つの方法が可能である。書面による申請の場合、電子化等は行われていない。

**ア 手続に係る書類は電子記録に一本化されて保管されているのか。または書類（紙）での保管も行われているのか。**

電子申請と書面（紙）による申請の2つの方法がある。書面（紙）による申請の場合、電子媒体への置換等は行われていない。

**イ 書面申請の場合の電子媒体への置換手法（手書きの文字・文字以外の情報の取扱）**

本事例では、書面申請の電子媒体への置換が行われていることは確認できない。

**ウ 電子記録に一本化されている場合、書類（電子媒体に置き換えた後の紙）について、どのように管理・保管を行っているのか。電子データに一本化されていない場合、紙とデータをどのように紐付けするか。**

法務局にて書面申請の保管が行われている。また、土地や建物の登記記録（登記簿）や登記の申請書の保存期間は、不動産登記法に基づく法令の規定で決められている。

#### (4) 主張・根拠をオンライン提出に一本化

本事例では、電子申請と書面（紙）による申請の2つの方法が可能であるが、電子申請の受付は平日8時30分から午後21時まで可能である。法務省の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に法務省に到達したもののみがされる。

##### ア 申請等の提出方法

（1）のアと同様である。

##### イ どの時点をもって提出時としているか（送信時・受信時・その他）

（1）のカと同様である。

##### ウ オンライン受付時間

（1）のキと同様である。

##### エ オンライン提出の場合の利用環境によるサービスの差異

専用ソフトウェアによる場合と、ウェブブラウザによる場合とで、サービスに差異がある。ウェブブラウザからは不動産登記関係、商業・法人登記関係、動産譲渡登記関係、債権譲渡登記関係、供託関係の証明書交付等の証明書申請のみに制限されている。

専用ソフトウェアからは全ての申請が可能である。

#### (5) 形式的記載の補正指示

専用ソフトウェアの画面上に補正の通知がされ、画面上から補正を行う。

#### (6) 電子的な方法による送達

お知らせメールが事前登録時に設定したメールアドレスに送付される。

## 2 e 事件管理に係る事項

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関わる情報の管理を電子的に行うことを行う。ここでは、民事訴訟に関わる事件管理に関する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認した。

### (1) 主張・証拠への隨時オンラインアクセス

本事例では、申請書類等について、オンラインで閲覧が可能である。提出済み書面の訂正は書面によってのみ可能である。

ア 画面上から確認を行うことが可能か。アクセスする際の本人認証はどのように行うのか。

申請されている申請書類や磁気原簿を、オンラインで閲覧可能となっている。

イ 提出済み書面に対する加除訂正の可否・方法、（履歴管理の有無・方法、改ざん防止の方策、（改ざん防止の観点とは別に）提出後の書き込み等の可否  
提出後の訂正是できないと想定される。

ウ 提出済み書面の加除訂正が可能な期間の有無

期限は特に設けていないと想定される。

### (2) 裁判期日をオンラインで調整

本事例では、日程等の調整を行うような仕組みはない。申請書類等のやり取りは専用ソフトウェア経由で行うと想定される。

### (3) 本人・代理人による期日の進捗・進行計画の確認

専用ソフトウェア（申請用総合ソフト）を利用して申請状況の確認が可能である。

### (4) 期日の自動指定

本事例では、期日を指定する仕組みはないと想定される。

### (5) 調書、判決書の電子化

本事例では、書面の電子化への仕組みはないと想定される。

### (6) 電子的な決裁

電子的な書面の決裁（認印）を行うような仕組みとしては電子公証手続がある。

#### (7) 期日情報のインターネット公開

ポータルサイトのような情報を開示するための仕組みがあるか確認した。

本事例では、登記情報提供サービス<sup>9</sup>がポータルの役割を果たしており、不動産及び法人登記情報等を有料で閲覧可能となっている。

#### (8) 判決のインターネット公開、自動マスキング

登記・供託の内容等にかかる情報はインターネットで公開されている。これらの情報はすべて開示するためマスキングは行っていないと考えられる。

##### ア ポータルサイトのような情報を開示するための仕組み

本事例では、登記情報提供サービスがポータルの役割を果たしており、不動産及び法人登記情報等を有料で閲覧可能となっている。

##### イ 自動マスキングはどのような方法により行っているのか。

マスキングが必要な情報はないため、マスキング機能は存在しないと想定される。

#### (9) オンラインでの記録の確認

オンラインでの記録の確認については、以下のとおりである。

##### ア 記録の確認主体の種別(当事者と第三者等)によってアクセスが可能な範囲・アクセスの方法に違いはあるのか

本事例では、専用ソフトウェア（申請用総合ソフト）を利用して、申請書、添付ファイル、公文書等の各種ファイルの閲覧が可能である。また、オフライン時やシステム運用時間外であっても、申請関連情報の閲覧が可能である。

##### イ オンラインでの閲覧は認めるが謄写（ダウンロード・スクリーンショット等）は認めない場合はあるか。あるとすれば謄写をどのように制限しているか。

専用ソフトウェア（申請用総合ソフト）を利用して、申請書、添付ファイル、公文書等の各種ファイルの閲覧が可能である。またオフライン時やシステム運用時間外であっても申請関連情報の閲覧は可能である。

---

<sup>9</sup> 登記情報提供サービス (<http://www1.touki.or.jp/gateway.html>)

### 3 e 法廷に係る事項

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷においてＩＴを活用することをいう。ここでは、民事訴訟に関わる法廷に関する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認した。

#### (1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大

ウェブ会議・テレビ会議のシステムは導入しているのか。導入している場合どのようなソフトウェア等を利用して行われているのか確認したが、本事例ではウェブ会議・テレビ会議の導入は確認していない。専用ソフトウェアによるやり取りが主たる連絡手段であり、ウェブ会議・テレビ会議による連絡の必要性は低いと考えられる。

#### (2) 争点整理段階におけるＩＴツールの活用

ウェブ会議・テレビ会議で決定した事項をどのように記録・保管しているのか。また関係者に内容を共有する場合どのような仕組みで行われているのか確認したが、本事例では、ウェブ会議・テレビ会議の導入は確認していない。

#### (3) 期日のインターネット公開

ポータルサイトのような情報を開示するための仕組みがあるか確認したが、本事例では、登記情報提供サービスがポータルの役割を果たしており、不動産及び法人登記情報等を有料で閲覧可能となっている。

#### 4 構築費用・技術基盤に関する事項

本事例の民事訴訟手続のIT化への活用を検討するに当たり、どの程度のコストを要しているかは、一つの重要な判断基準となりうる。このため、本事例において必要なシステム構築費等のコストを調査した結果を以下に整理した。併せて、本事例で利用している技術基盤についても整理した。

##### (1) 初期構築・運用等の費用

構築又は運用に係る予算はどの程度か確認した。

図表第4－1 登記・供託オンライン申請システムの予算額<sup>10</sup>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額 (単位：百万円)	2,265	3,416	3,383	2,012

##### (2) 技術基盤（導入ソフトウェア等）の確認

本事例では、オープンソースのソフトウェアは利用していないと想定される。

<sup>10</sup> 行政事業レビューシート（平成25年度～平成28年度）（法務省）

## 5 電子化の効果に関する事項

本事例における電子化の手法等を民事訴訟手続のIT化に適用するか否か検討する一つの材料としては、実績として効果があったといえるか否かは重要な要素であることから、本事例における電子化の効果を確認した。

### (1) 電子化の効果を測定する指標と効果

当該事例における電子化の効果を測定する指標と効果について、電子化による効果をどのように測定しているか、効果は実際にはどうだったのか確認した。

本事例においては、以下の効果・実績を確認した。

図表第5-1 登記・供託オンライン申請システムの利用実績<sup>11</sup>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申請等件数（万件）	19,796	20,609	21,228	21,974
オンライン利用件数（万件）	12,131	13,230	14,073	15,045
窓口又は郵送等（万件）	7,665	7,379	7,155	6,929
オンライン利用率（%）	61.3%	64.2%	66.3%	68.5%
単位当たりコスト（百万円）	0.6	1	1	1

<sup>11</sup> 行政事業レビューシート（平成25年度～平成28年度）（法務省）

## 6 民事訴訟手続との類似性・親和性及び利用者サポートの体制・手当てに関する事項

本事例において民事訴訟手続のIT化の構成や利用者サポートを検討する一つの材料として、本事例における類似性・親和性や利用者サポートの体制・手当てについて確認をした。

### (1) 民事訴訟手続のIT化との類似性・親和性

民事訴訟手続のIT化への適用が見込める箇所としては、利用目的や頻度等の利用形態に応じた申請方法の提供や利用者の操作習熟度に合わせたコンテンツの提供である。

### (2) 利用者サポートに関する具体的な体制や手当（対応窓口の有無など）

当該事例における利用者サポートの対応窓口、受付時間及び連絡方法については以下のとおりである。

#### 登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

運用・操作全般、ホームページからダウンロード可能なソフトウェア等、会社・法人の電子証明書を取得するための専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」（法務省提供）の問合せ先

【連絡手段】電話又はメール

【受付時間】平日 8：30～19：00

#### 相談窓口

オンライン申請に関する法務省での業務内容や各種手続の申請方法の相談

【連絡手段】電話又は窓口への訪問

【受付時間】平日 8：30～17：15

図表第6－1 相談窓口の対応内容

相談窓口	内容
管轄登記所	不動産登記関係手続、商業・法人登記関係手続、供託関係手続について相談を受付けます。
管轄登記所 又は最寄りの登記所	動産譲渡登記関係手続、債権譲渡登記関係手続、成年後見登記関係手続について相談を受付けます。
公証役場	電子公証関係手続についてのみ相談を受付けます。

以上